

大阪市条例第63号

大阪市市長直轄組織設置条例の一部を改正する条例

大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(事務分掌) 第2条 前条に掲げる組織の分掌する事務 は、次のとおりとする。 副首都推進局 〔(1) 略〕 <u>〔(2) 公立大学法人大阪に関する事項</u> 〔略〕	(事務分掌) 第2条 〔同左〕 副首都推進局 〔(1) 同左〕 〔新設〕 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。